## 東京建築士会の案内

## 挨拶

"建築物の総合的な専門家としての役割を果たす" ことを目指して

東京建築士会の会員の皆様、新年 明けましておめでとうございます。建築士の新しい試験制度がいよいよ今年から発足し、学歴要件さえ満たしていれば実務経験無しでもすぐ受験ができることになったので、若い受験生が増えるのではと大いに期待を寄せています。

学科そして製図の2段階の試験に合格したのちに、実務経験の内容と期間(試験の前後の通算)を申告し、審査基準を満足すれば建築士登録が出来ることになりました。また実務経験の対象範囲の拡大が図られ、例えば建築士事務所における建築物に関する調査又は評価に関する実務、行政機関における建築・住宅・都市計画行政に関する実務、教育機関における建築教育・研究・開発及びそのほかの業務などがカウントできる実務経験となりました。

この改革は極めて大きなもので、国では耐震偽装問題を受けてこの10年間、建築士資格を「設計と工事監理」の範囲に厳格化するという施策が取られてきましたが、近年の建築士を取り巻く環境の変化を受けて「建築士は単に設計・工事監理を行うだけでなく建築物の総合的な専門家としての役割を果たすことが求められています」(国土交通省パンフレット)と、大きく方向転換が図られたわけです。

建築士会が取り組んできた環境、防災、まちづくり、バリアフリー、ストック等の公益的な実践活動を担う人材確保の面からも歓迎すべき転換だと思います。大組織内の調査機関、国や自治体等の行政機関、大学その他の教育機関との協働・連携に関しても大いなる追い風になると思います。

昨年10月13日の建築士の製図試験日の前夜に本土上陸した台風19号が東日本各地の河川で洪水氾濫を引き起こし、東京でも多摩川水系の本支流域で大規模な浸水被害をもたらし、本会試験会場の一つである東京都市大学世田谷キャンパスも被災し、試験の中止・延期を余儀なくされました。

地球環境温暖化の影響から海上でかってない規模にまで成長し来襲する台風による風水害への備えは、今までの設計基準では決して十分では無く、大幅な見直しが必要です。特に水害については、戦後数十年間にわたる大規模な治水事業によって、都市インフラ的には完全に抑え込めていると過信していたわけですが、降雨量の原単位から見直す必要が出てきたと思われます。

浸水被害を例にとると、住いや暮しの安心安全を守る建築士の役割を考えると、都市インフラの整備が完全に終了するまでは浸水被害には為すすべがないという訳には行きません。浸水に強い基礎工法、外壁構法、開口部構法の研究・開発・普及に取り組まなければならないし、浸水してしまった家屋の復旧工事の手順や概算費用について被災者にアドバイスできる知識を身に付けなければなりません。

今、建築士会連合会内に災害対策特別委員会ができて、 全国の建築士会から、浸水被害及び復旧工事の事例の収集 が始まった所です。建設会社・ハウスメーカー・設計事務 所・行政・大学の建築士が協力して期待される「建築士の 役割」が果たせるよう、当会としても協働したいと考えて います。

(本会第15代会長 近角 真一)

## 2.1 東京建築士会の概要

#### 1) 東京建築士会の設立趣旨

大正3年,建築士懇話会がつくられて以来戦前戦後にかけて様々な経緯を経ながら,先輩諸氏のたゆまぬ努力により成立した建築士法は,昭和25年7月から施行される運びとなりました。これに伴い建築士の登録が始められ,その後建築士の団体やその組織のことが問題となってきました。このような社会的背景をもとに,各地方ごとに建築士会設立の機運が盛り上がり昭和27年には東京都の建築士会が設立されました。

その設立趣意書の内容を引用します。

「昭和 25 年 7 月 1 日施行の建築士法に基づいて、わが国建築技術者の資格が法的に確立してここに 1 年半、既に建築士の資格を得た者が 6 万数千名に達した。建築士制度の成果については社会の充分な理解と支持が必要であるが、この理解と信頼を得るには個々の建築士の努力が必要なことは勿論である。また全建築士の協力によって業務上の連結と相互の啓発研磨が得られれば、一層この目的の達成に便宜と向上があることも自明である。東京においては、既に登録を有上に建築士は 3,000 余名を数えるに至ったので、ここに育る替同を得て建築士会を設立して、建築士のともに、建築士制度の普及宣伝と改善進歩に努め、もってわが国建築文化の進展に貢献しようとするものである。」

#### 2) 東京建築士会の社会的役割

建築士法の目的とするところは、建築士法第1条に明記されているとおり、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的としております。しかし、法そのものは最小限の規制にとどまるべきものでありますから、建築士には、さらに自己の専門業務の遂行を通じてわが国の建築文化の高揚と社会的責務の遂行のため、自覚ある行動が要求されています。

つまり、我々建築士の日常業務は、市民の社会生活と極めて密接なかかわりをもって行なわれており、設計され、建設される建築物は、都市を構成する構築物として社会的に厳しい評価を受けます。最近の環境問題、防災問題、景観問題等にみられるように、今後は益々、建築士の技術性、社会性、経済性、さらには、倫理性\*が問われるところであります。(「東京建築士会会員倫理規程」参照)

さて、本会は、その設立の趣旨からも明らかなように、 建築士法の精神を十分に尊重し、会員相互の協力により建 築士の業務の進歩改善と品位の保持向上を図り、建築文化 の進展に寄与することを会の目的としています。

この意味から、建築士会の役割は、会員のための有効な技術的、情報的援助にとどまらず、様々な活動を通じて、わが国の建築文化をより発展せしめ、市民の社会生活のための住環境を保証するという社会的使命達成の母体となることであります。

今後一層複雑・多様化が予想される社会情勢を見渡すと、その役割の意義は益々深いものとなるでありましょう。しかも、この使命は全建築士をここに結集し、会員相互の協力と自己研鑽とによって快適な都市社会を創造するという社会的責任につながるものであります。

## 3) 建築士会の建築界での位置

このような使命を背負った建築界の団体としては、建築 士会のほかに日本建築学会、日本建築家協会、建築士事務 所協会、建設業協会、建築業協会、日本建築構造技術者協 会、建築設備技術者協会、日本建築積算協会、インテリア プランナー協会等数多くあります。これまでも共に協力して建築界の発展のため努力を重ねていますが、建築士法上の裏付けのもとに、多領域にわたる建築士を育て、都道府県毎に組織されている公益法人としては、建築士会が唯一のものであります。

即ち、会員は、設計事務所、建設業、工務店、官公庁、学校、建材業、建築設備業等職域を問わず、また、職業上の地位を問わず、建築士の資格ある者全てを対象としています。そして、建築士会の活動としては、会員の自覚ある相互研鑽、自己啓発によって地域住民の要望に応え、生活環境の改善から防災、まちづくり、建築生産にいたるまで、すべての建築行為に関わり、建築文化の向上・発展に寄与することを目的としております。

今日, こうして幅広い職域の建築士により構成されている建築士会の建築界に於ける役割は, 益々, 多方面に亘ると同時に, その専門家としての重要性を再認識しなければなりません。

## 2.2 東京建築士会の沿革

#### 1) 前史(先輩達の努力期)

- ●大正3年6月3日 建築士懇話会の設立(辰野金吾, 曾 彌達三, 長野宇平治, 中條精一郎の各氏等12名による。)
- ●大正4年11月 会名を"日本建築士会"と改める。以 後建築士法制定の運動を続ける。
- ●大正 14 年 3 月 第50議会において,建築士法制定に関する建議案が衆議院で可決。以後,昭和 4 年 3 月第 56議会,昭和 9 年 3 月第65議会,昭和15年 3 月第75議会において,議員提出法律案として建築士法案が衆議院を可決通過したが,毎回貴族院で審議未了に終る。

#### "建築士懇話会の創立主旨"

「顧みれば明治 12 年我国に初めて建築士を出せしより慈に年を関する20有余, 斯道に学ぶ者続々相継ぎ学術の進歩浸々として社会に貢献せし所亦勘なからず, 人生れて 20, 独立自民の民となる。建築士豈又此理なからむや。

思うに現今建築界に於て建築士(我輩特に建築士という 意味の玩味を要す)の社会的立脚地,建築士の登録法案, 若くは建築条件の発布,或は建築士徳義規約の制定等現在 及将来に於て我輩の為すべき事業指を屈するに暇あらず, 這般の事業建築士を措て将誰にか求めん。現今建築士の責 務も亦大なりと言うべし。

我輩慈に感ずる所あり、夙に先輩の指導を仰ぎ慈年初て建築士懇話会を起し、意志の疎通を謀り、将に以て将来為すあらむとするの根底を築かんとす。若し不幸にして我輩の一生に於て効果を収め得ざる事ありと難も 100 年の後、同志の其功を挙ぐる事を得て我輩幸にこれが"割栗"となり"捨"となる事を得ば、庶幾ば我輩は現代に於て為すなくして徒に華胥の夢を貪りつつありしが如き毀を免れんか。願くは微々たる小冊子の生命をして永遠ならしめよ。願くば百世の後此小冊子に対して回顧一掬の同情を神に捧ぐる同志を免んことを。」

## 2) 戦後(建築士法の制定公布)

- ●戦後の混迷期 連合軍施設の建設が始まるとともに、建 築士法制定の機運が高まる。
- ●昭和 25 年 5 月 24 日 第 7 回議会において両院を可決 通過し、法律 202 号として公布される。
- ●昭和25年7月1日 建築士法の施行。
- ●平成 18 年 12 月 20 日 建築士法の大改正。
- ●平成 20 年 11 月 28 日 改正建築士法の施行。
- ●平成27年6月25日 改正建築士法の施行。

#### 3) 東京建築士会の設立と経緯

- ●昭和 26 年 4 月 建築士の登録開始。
- ●昭和26年9月29日 日本建築士会の解散を臨時総会 において決定。
- ●昭和 26 年 12 月 26 日 日本建築士会と日本建築設計監 理協会との連合委員会で都道府県別の建築士会を組 織し、中央にその連合会を設ける結論をまとめる。
- ●昭和27年2月16日 東京都の建築士会の設立総会が開かれる。同年5月16日東京都知事の設立許可を受け、11月5日登記を完了した。
- ●平成 25 年 4 月 1 日 一般社団法人東京建築士会に移行登記。

## 4) 東京建築士会歴代会長

1952年2月16日	初代会長	中	村	傅	治
1956年5月26日	二代会長	石	井		桂
1968年5月7日	三代会長	古方	田	甲午	郎
1974年5月16日	四代会長	堀	井	啓	治
1978年5月10日	五代会長	太	田	和	夫
1982年5月20日	六代会長	成	田	春	人
1986年5月31日	七代会長	熊	谷	兼	雄
1989年5月31日	八代会長	清	家		清
1993年5月31日	九代会長	菊	竹	清	訓
1998年5月11日	十代会長	向	井		覺
2000年6月1日	十一代会長	青	木	Ξ	郎
2005年5月31日	十二代会長	田	中	順	Ξ
2007年5月31日	十三代会長	三井	‡所	清	典
2013年6月3日	十四代会長	中	村		勉
2017年6月8日	現会長	近	角	真	_

#### 2.3 東京建築士会の主な活動

## 2.3.1 本会の組織と業務

本会には議決機関である総会、執行機関の理事会のほか、 事業の推進を図る為の常置委員会があります。それぞれの 機関が協力して会員組織の団体として、会員をはじめとし て建築士の資質の向上・並びに技術の向上に役立つ事業展 開を通じて、魅力ある会づくりに努めています。

社会が建築士に求めている責任と期待を踏まえ、東京建築士会の役割を最大限果たせるよう、次に掲げる本会活動の一層の充実と会員サービスの強化を図りたいと考えております。

## 2.3.2 建築に関する調査研究等

担当:「委員会」(特別委員会)

#### 委員会活動

建築士会では青年委員会・女性委員会をはじめとして建築士の活動の場を提供しています。建築士会に求められるもの、建築士の在るべき姿やこれからの姿を積極的に考え、会員相互の情報交流によって、ひとづくり・ものづくり・まちづくりに取り組んでいます。

#### 1) 総務・企画委員会

本会の財務会計並びに予算関係を策定し、事務局の運営 に関すること、および他の委員会の分担に属さない業務を 所管し、会の円滑な運営に努めています。

## 2) 制度運営委員会

高度化しかつ多様化する建築に対する社会のニーズに対応し、建築士の職責を高めるための研鑽の成果や専門性を消費者に明示する「CPD・専攻建築士制度」の運営をしています。また、建築士法における指定登録機関としての免許登録業務の管理、その他の関係制度の調査、研究、運営等の建築士資格に関わる業務を担当しています。

#### 3) 事業委員会

建築士の職能を活かし向上する機会を拡げていくことを 目的として、関連する法制度並びに実務講習会の実施、建 築士のスキルアップのために多様なテーマを選定して行う 「銀座建築デザイン大学」、「住宅建築賞」、「住宅課題賞」、「これからの建築士賞」の企画・立案、運営を担っています。

#### 4) 情報委員会

会報「建築東京」及びホームページの編集を通じて、建築士会の業務内容及び委員会・支部等の活動、シンポジウム・見学会・定期講習等の案内、内外建築界のホットな話題等の情報提供を行うとともに、東京建築士会の活動とその意義を広く建築界を中心とした社会に周知する広報活動を行っています。

## 5) まちづくり委員会

良好な景観の形成、安全性を向上する市街地の整備、郊外住宅地の再生、エリアマネジメント、歴史的建造物の保全・活用による地域づくりなど、建築士のまちづくり活動を支え地域に貢献するため、地域に密着した士会活動の推進を図り、まちづくりにおける建築士の役割・仕事の拡大と職能向上を目指して活動を行っています。

#### 6) 会員委員会

「建築士を守る、育てる、応援する」方針のもとに、建築士会への参加意識を高める施策の検討、支部設立奨励や支部活動の応援、若手とベテランを横串で繋ぎ技術継承する「TSUNAGU 塾」への施策の検討など、会員の品位の保持、向上、福祉並びに会員の増強に関することについて検討し、他の委員会と連携した実施に向けて支援を行っています。

#### 7) 建築相談委員会

建築相談委員会は東京建築士会の中で唯一,一般市民に開放された窓口「建築相談室」を運営する委員会です。その歴史は古く,1967年から続く活動です。委員会の委員は相談事例の研究,他団体への協力,その時代の社会問題への対応などの研鑽に励んでいます。

#### 8) 見学委員会

最新の建築を、設計者自らの案内で見学する企画を立案しています。アトリエ・組織事務所・ゼネコン設計部に所属する委員が候補作品を持ち寄って協議し、その中から多様な用途・規模の建築を選定します。ホームページを通じて、会員、非会員を問わず多くの皆さんに参加いただいています。

#### 9) 法規委員会

現行関係法令の調査・研究を行政側・各団体・各業種ごとの幅広い委員構成に配慮し行い、現行法令の問題点等については、会員内での情報共有・研修会・行政との意見交換等の機会を設けています。また、ストック建築の増改築・用途変更に必要な東京都建築安全条例等の改正経緯の公開も実施しています。

#### 10) 住宅問題委員会

ストック時代を迎え、マンション(共同住宅)の維持・管理・再生(建替・リフォーム・リノベーション等)の問題は社会問題としても顕在化してくることが考えられます。こうした問題の解決には建築士の果たす役割も大きいことから、建築士の職域拡大、職能向上を目指して、セミナー企画や研修等の活動を行っています。

#### 11) 青年委員会

青年建築士が「社会に求められる建築士」となるために 職能を活かした様々な活動を企画・実施しています。委員 の職域は意匠,設備,構造,生産,研究と多岐にわたり,幅広く多角的な視点から最新情報を学ぶ機会をつくり,建築業界・社会に向けた活動を実行しています。

#### 12) 女性委員会

女性建築士としての社会的立場,目線と感性を活かし,一歩先を行く提案をすることを目的としています。垣根のないフラットな関係を構築し,自由闊達な議論を交わし,建築士,また,多くの立場の方々との交流の場を得て自身の糧とし,さらに社会還元,地域貢献となるシンポジウムや見学会を企画開催しています。

#### 13) 環境委員会

環境をキーワードに、セミナー・見学・教育・ラベリング・情報の5つのワーキンググループを編成して活動しています。環境性能の実践的計算方法や、自然エネルギーの活用手法を学ぶためのセミナーや環境建築見学会を開催し、環境教育活動や環境ラベルの調査などを行い、情報を発信しています。

#### 14) 防災委員会

多くの震災を経験し市民の防災意識が高まる中,事前対策と発災後対策の両面から検討を行っています。事前対策では,簡易な耐震改修や家具転倒防止,避難所の安全性などの実用化でき得る対策を検討し,発災後対策では,応急危険度判定,被災度区分判定の具体的な活用施策や,実際に対象者がどこに寝ているのかなどの実態に合った震災被害防止提案を検討しています。

#### 15) ストック委員会

ひとつひとつの建築ストックをゼロから作り出していく ビジネスモデルではなく、既にあるストックを調査診断し て、新たな利活用のための改修方策を検討し、次世代に向 けて維持継承していくことを目指すストックモデルを、建 築士の仕事に拡大してゆくために活動しています。

## 2.3.3 建築士会の業務

#### 1) 建築士試験の運営業務

ー・二級・木造建築士試験の申し込み受付から試験実施、合格発表等まで中央指定試験機関の建築技術教育普及センターからの業務受託により一貫して行っています。

#### 2) 建築士免許登録業務

- (1)二級・木造建築士免許申請および登録等の業務 (東京 都知事登録)
- (2)一級建築士免許申請受付業務(東京在住者)
- (3)―級建築士,東京都知事登録の二級・木造建築士の閲覧業務

申請方法・必要書類は、本会のホームページにてご 案内しています。

#### 3) 建築士定期講習運営業務

本会は、登録講習機関からの運営委託による「建築士 定期講習(建築士法第22条の2による義務講習:3年 に1度)」を実施しています。実施日程等は本会ホーム ページにてご案内しています。

## 2.3.4 建築士の育成・相互研鑽

## 1)建築士継続能力開発(CPD)制度

すべての建築士と建築施工管理技士等建築技術者の 方が、建築士会 CPD 制度をご利用になれます。現在の CPD 制度は、自己研鑽および行政機関等で工事入札等 において加点等評価の対象として活用されております。 概要・参加方法は本会ホームページにてご案内してい ます。

#### 2)「専攻建築士制度」

専攻建築士制度は、消費者保護の視点に立ち高度化し、かつ多様化する社会ニーズに応えるため、専門分化した建築士の専攻領域及び専門分野を表示することで、建築士の責任の明確化を図る目的の自主的な制度です。

概要・参加方法は日本建築士会連合会および本会のホームページにてご案内しています。

※「信頼できる建築士へのアクセス」 全国の専攻建築士を検索できます。詳細は、連合会及び本会ホームページをで参照願います。

#### 3) 住宅建築賞(毎年)の実施と展示会

一戸建住宅,集合住宅,併用住宅および大規模な増改築を含め,新鮮で優れたものを応募作品の中から選び,表彰すると共に,機関誌「建築東京」,その他に発表することによって,広く斯界に紹介することを目的に,毎年行われています。新人の登竜門として入賞作品は各種マスコミの注目を集めています。

「住宅建築賞」の入賞作品を「建築士の日」の記念展示として行っています。(作品は、本会ホームページで紹介しています。)

#### 4) 住宅課題賞(毎年)の実施と展示会

首都圏の建築系大学の設計カリキュラムの住宅課題の 優秀作品を展示し、さらにその中から公開審査により優 秀賞を選出しています。(作品は、本会ホームページで 紹介しています。)

#### 5) 住宅セレクション

単に作品の優劣を競うのではなく,多くの方向性をセレクトして,社会に発表することを目的として実施しています。

## 6) これからの建築士賞

都市と建築に関わる近年の活動や業績で、設計監理、施工、行政、教育、まちづくり、発注など建築士としての多様な立場を通じて行った未来につながる社会貢献に対して、その活動・業績を担った建築士もしくはそのグループを顕彰しています。

#### 7) 会員作品展(連合会賞毎年開催)

会員相互の技術を高めることを目的として,会員の創 意と努力に満ちた建築作品を募ります。

- 8) 高校生の「建築甲子園」(連合会毎年開催) 住まいと家族、地域の人々・環境との関係性について の建築設計を重視した作品を募ります。
- 9) まちづくり賞(連合会隔年開催) 優れたまちづくり活動等の実績を評価・表彰しています。

## 10) 実務および法規等講習会の開催

建築基準法および建築関連法規を始め、東京都建築安全条例等の改正に基づく、建築確認、検査に関する技術的助言等の運用、周知について、東京都と協力して講習会等を、迅速に行っています。

11) 銀座建築デザイン大学「Open College」の開講 建築及び建築周辺のデザインを中心とした題材や テーマを選んで、体験的かつワークショップ参加型の テーマを加えた連続講座を開催しています。 年間3~4回程開催しています。

#### 12) 建築物見学会の実施

年10件程, 話題の建築物の工事現場や, 非公開の建築物の視察を行っています。

- 13) 環境セミナー・環境建築見学会の開催 建築環境に関する情報を発信・普及するため、定期的 に開催しています。
- 14) 業務支援スキルアップセミナーの実施 資質向上や倫理・業務力,材料・意匠力,教育・環境 カアップを目指したセミナーを開催しています。

#### 15) 建築士試験合格者セミナーの実施

新たに建築士登録される方、既に建築士登録されている方を対象としたセミナーです。新規登録者及び若手建築士の交流の場として開催しています。

## 16) 既存住宅状況調査技術者講習

平成28年6月に宅地建物取引業法が一部改正され、 平成30年4月から既存住宅の売買時に「既存住宅状況 調査」に関する説明が義務付けられました。日本建築士 会連合会が、既存住宅状況調査技術者講習団体として国 土交通省に登録された事に伴い、売主・買主が安心して 既存住宅の取引ができる市場環境を整備することを目的 に、当講習を本会にて開催しています。

#### 17) 東京ヘリテージマネージャー養成講座

歴史的建造物の保存活用に関する専門知識を持つ建築 士等の専門家(ヘリテージマネージャー)を育成するための講習会を実施しています。

#### 2.3.5 会員の広報・交流等

1)機関誌「建築東京」・「建築士」, 法規メルマガの発 行(毎月)

東京建築士会正会員には、建築界の情報の周知および、 会員相互の親睦を図るため、下記の2誌を毎月発行、配 布しています。

## a)「建築東京」東京建築士会発行

近年,建築を取り巻く環境はますます複雑多様化し,建築基準法,東京都建築安全条例等の改正はもとより,住環境の改善,景観・防災問題等が,われわれ建築士が関わる設計・工事監理業務に重要なウエートを占めるようになりました。

これらの情報をいち早く会員に周知し、日常業務に役立つよう毎月,機関誌「建築東京」を発行しています。

本誌の編集にあたっては、東京都内の行政および建築関連記事をはじめ、建築界のうごき、関連情勢を適確に捉えた記事等を掲載しています。

なお、本会が主催および後援する各種 CPD 認定の催し物や講座(研修会,講習会,説明会,講演会,住宅建築賞,見学会等)の案内は、全てインフォメーションおよび本会ホームページに掲載しています。

## b)「建築士」日本建築士会連合会発行

本誌は、47 都道府県にある建築士会の正会員を対象に、会員および建築士の良識と技術を高めるために、建築基準法・建築士法改正等の行政ニュースや建築界の情報、最新技術や関連技術の連載講座(CPD 認定)会員作品展、各分野・各地域の情報等をいち早く掲載し、毎月発行しています。また、掲載された各種連載講座(CPD 単位対象の自習型認定研修)は、会員のためにアーカイブとして HP で公開しています。過去の貴重な情報がデジタル化されいつでもまとめて勉強できます。

- c) 東京建築士会メールマガジン(月刊)発行
  - ・本会・法規委員長コラム
  - ・本会・関連団体催しもの案内 等
  - 国交省・東京都の新着情報
  - ・法規関連ニュース1ケ月分

業務支援情報などを盛り込んでお届けしています。

- 2) 建築専門書等の編集・発行
  - •「建築基準法規集」(監修)
  - •「東京都建築安全条例とその解説」(発行) 等の建築専門書を編集,出版しています。
- 3) 建築関係書籍・契約書・看板類の販売 建築系の雑誌から実務書,作品集まで,各種書籍と設 計・監理や工事請負の契約書,建築計画のお知らせ看板

計・監理や工事請員の契約書、建築計画のお知らせ有板等を販売しています。正会員・準会員の方には、割引価格で販売致します。

4) 地域の会員による支部活動の推進

地域に根ざしたまちづくりや景観を守る活動や防災・防犯対策等,建築・まちづくり行政と幅広く連携活動を行っています。建築士の働いている場所や住んでいる地域には職能を生かせる社会活動の場がたくさんあり,多くの人々からその職能を求められています。生活を支える建築について建築士の行動は活かされています。

また、「お菓子の家づくり教室」や「折り紙建築教室」等、子どもたちが楽しく建物と街づくりに対して興味を持ち、元気で創造力のある子どもに成長することを願って実施しております。

5) 関東甲信越建築士会ブロック会への協力

茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 山梨, 長野, 新潟と本会の関東甲信越(1都9県)建築士会のブロック会事務局を本会事務局内におき, 事務全般にわたり協力しています。

●関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会

青年建築士に共通の問題を協議・調整し、会員相互 の情報連絡を計り、若い力を結集し、進展する社会に 対応する魅力ある建築士会の発展に貢献することを目 的としています。毎年開催地を変え、日頃の研究や地 域実践活動等の報告を行ない、全国大会の代表者を選 出しています。

●関東甲信越建築士会ブロック会女性建築士協議会 女性建築士の共通の問題を理解しあい、地位の向上 を計り、また、活動をとおして建築界のバランスのと れた発展及び社会の発展に貢献する事を目的としてい ます。

6) 建築士会全国大会

全国の建築士会会員が建築士の連帯と意識の高揚を図るため、毎年全国のブロック毎に開催地を変え、会員が一堂に会した式典、表彰、記念講演、フォーラム等を行っています。

## 2.3.6 社会的活動の推進

- 1) 無料建築相談の実施
  - ●無料建築相談室の概要
    - 原則月曜日
    - ・13:00~16:30 (相談時間 30分)
    - ・電話予約制・先着順(無料)
    - ・建築士が相談にお答えします。
  - ●会員のための無料建築相談室
    - ・本会会員(正・準)
    - ・13:00~16:30 (相談時間 40分)

- ・電話予約制・先着順(無料)
- ・建築士と弁護士が相談にお答えします。
- ●晴海トリトン建築相談会
  - ・年1回(7月に開催)
  - ・建築士と弁護士が相談にお答えします。 建築相談委員会の委員を中心に、経験豊な建築士(本 会会員)が適切なアドバイスをする建築相談を実施し ています。建築の契約や業務のことなど、お気軽にご 相談ください。
- 2)「建築士の日 7/1」記念行事の開催 (昭和 25 年 7 月 1 日建築士法施行)

毎年7月1日「建築士の日」の記念事業として、社会に対して「建築士の役割」への理解を深めて頂くために、「住宅建築賞」の入賞作品及び模型等の展示と、入賞者、審査員の講演やレセプションを行っています。

- 2.3.7 建築・まちづくり行政との連携
- 1) 各種防災・防犯協議会への参加
- ・被災建築物の応急危険度判定員登録に関する協力
- · 東京都建築物安全 · 安心推進協議会
- ・東京都安全・安心街づくり協議会
- 東京都震後対策連絡協議会
- 中央区応急危険度判定連絡協議会
- 2)「違反建築防止週間」、「建築防災週間」、「防災フェア」等の行事への協力
- 3) 公的機関の要請による「建築相談員」, 裁判所の「鑑定人」等の推薦協力
- 4) 地域における「まちづくり」活動(まちづくりシンポジウムの実施)等への参画
- 2.3.8 建築関係団体との連携

日本建築家協会,日本建築構造技術者協会,建築設備技術者協会,日本建築積算協会,日本建築防災協会,日本建築設備・昇降機センター,建築技術教育普及センター,建築設備維持保全協会,日本伝統建築技術保存会等の建築関係団体と,CPD・専攻建築士制度における相互協力や建築界の共通問題に関わる検討を行っています。

また、本会・日本建築学会・日本建築家協会の三会共催 新年交礼会(叙勲者・褒章受章者・功労者祝賀会)を港区 の建築会館ホールにて毎年開催しています。

## 2.3.9 建築士の幅広い国際的活動, 交流に向けて の支援

本会は、他団体と協働して、APEC アーキテクトおよびエンジニア両資格制度の普及、運営に取り組むことによって、国際的な業務活動を志す会員建築士を側面的に支援します。

UIA2011 Tokyo に " 東 京 を 創 る — Realizing Tokyo after3.11" の展示及び連続ラウンドテーブルディスカッションを行ないました。

- 2.3.10 福利厚生制度の実施
- 1) 正・準会員優待(割引)の実施

本会では, 正・準会員に会員証を発行し, 以下の利用等 有効に活用しています。

- ・建築専門図書販売コーナー
- 本会催し物参加
- 専攻建築士登録
- 斡旋用品
- 正会員優待割引加盟店の利用

建築士会では会員専門業務の設計から工事までの様々なリスクに備えて、2つの補償制度「けんばい」「NEW こうばい」をはじめ、共済補償制度(個人向、家族、従業員)をご用意しています。

#### 2) 建築士賠償責任補償制度(けんばい)

(平成 10 年 4 月発足,平成 23 年 4 月改定,平成 26 年 度改定)

平成19年6月(施行)の建築士法の改正で,閲覧対象書類に設計等の業務に係る損害賠償保険契約等の内容を記載した書類が追加されました。建築士賠償責任補償制度は、建築物の設計・監理業務上のミスで建築物の物理的滅失・毀損事故が発生し、建築物や人に被害を与えた際の賠償責任に備える補償制度です。

平成 26 年度より新たに建築物に物理的な滅失・破損がない場合でも保険の対象となる 2 つの補償が追加されました。

#### 【法令基準未達補償,構造基準未達補償】

平成 28 年度より耐震診断等の建物調査業務の遂行に 起因して発生した損害賠償責任に対応する補償が追加されました。

【建物調査遂行中の賠償責任補償】

#### 3) 建築士賠償責任補償制度 (けんばい・勤務建築士用) (平成28年1月発足)

平成27年6月25日施行の改正建築士法において,第22条の3の3で「一定規模の建築物について,書面による契約締結が義務化」され,その契約書には設計に従事する建築士の氏名を記載することになるため,建築士個人の責任が一層明確化されることになりました。こうした新たなリスクへ対応するため,業界として初めて,建築士個人の賠償リスクを補償する制度を創設いたしました。

#### 4) 工事総合補償制度(NEW こうばい)

(平成10年9月発足,平成16年9月改定)

建設業者の皆様をさまざまなリスクからしっかりとガードします。建設中から工事の完成引渡し後の第三者への賠償責任補償に加えて、建設中の建物の火災や資材の盗難にも対応する建設工事補償に加入することにより万全な補償を確保することができます。

#### 5) トータルサポート

(昭和 48 年 4 月発足, 平成 20年 10月改定, 平成 27 年 10 月改訂, 令和 1 年 10 月改定)

令和1年10月より「新所得補償プラン」がリニューアルされました。以下は改定点の4つのポイントです。

- ・ご自身のライフスタイルに合わせて保険の設計ができる(ケガの補償,病気の補償,がんの補償,収入サポート等)
- ・最長 79 歳まで加入可能(長期収入サポートは最長 69 歳まで)
- ・「女性がんタイプ」が新登場
- ・「長期収入サポート制度」にも単独加入可能

#### 6) グループ保険(傷害保険)

(昭和 45 年 12 月発足)

不慮の事故による死亡,ケガによって入院された場合を補償します。従業員の方に対する弔慰金や死亡退職金・災害補償制度として利用されています。

# 7) 既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度 (平成29年8月発足)

既存住宅の流通市場を活性化し安心な取引環境の整備を図るため、建物状況調査(インスペクション)の活用等を内容とする宅地建物取引業法の一部を改正する法律

(平成28年6月3日公布)が成立しました。今後,既存住宅状況調査技術者による建物状況調査が実施されていく中で業務遂行に起因する損害賠償責任など様々なリスクが想定されます。こうした新たなリスクに対応するため,「既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度」を創設いたしました。

#### 8) アフラックの「がん保険」と「医療保険」

※上記の補償制度については、詳しい内容を記載した パンフレットをそれぞれご用意しております。 パンフレットのご請求は、東京建築士会事務局までお 願いします。

#### 9) 全国設計事務所健康保健組合への協力

日本建築家協会と本会が協力して,昭和42年5月1日 東京都設計事務所健康保健組合(現,全国設計事務所健康 保険組合)を設立し,以後健康保険業務に協力していま す。